

伊勢崎市誕生20周年記念事業
認定申請マニュアル



伊勢崎市誕生20周年記念事業について

伊勢崎市は、平成17（2005）年1月1日に、伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村が合併し、新しく人口20万人の「伊勢崎市」として生まれ変わりました。令和7（2025）年1月1日には、新市誕生から20年を迎えます。

この節目となる機会を捉え、市民の一体感の醸成と活力ある伊勢崎市を市内外にアピールするため、伊勢崎市誕生20周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を実施します。

そこで、市民、団体、事業者等の皆様が伊勢崎市誕生20周年を盛り上げるために自ら企画し、実施する事業を募集します。

記念事業として認定された事業につきましては、伊勢崎市誕生20周年記念ロゴマーク（以下、「記念ロゴマーク」という。）の使用、市ホームページでの広報等の支援を行います。

単に記念ロゴマークを印刷物等に使用するものも記念事業として認定いたしますので、積極的なご応募をお待ちしております。

本マニュアルは、記念事業の認定申請に関する必要な事項及び記念ロゴマークを使用する際の留意事項等を定めたものです。

- 1. 記念事業への認定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・P2**
- 2. 記念ロゴマークの使用について・・・・・・・・・・・・・・・・P5**

1. 記念事業への認定申請について

(1) 認定の対象となる事業

伊勢崎市誕生20周年をPRするために事業を実施する場合及び記念事業への賛同や応援の意思を表明するために実施する事業等を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、記念事業としての認定の取消、必要な指示等を行います。

- 本市が認定していない商品やサービス等に関連付けて記念ロゴマーク等が使用された場合
- 記念事業の実施が、本市のイメージを害するなど社会的評価を下げる恐れがある場合
- 本市が記念事業として認定した商品・サービスを推奨・保証しているかのように受け止められる恐れのある場合
- 特定の政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動と認められる場合
- 法令や公序良俗に反する内容が認められた場合
- 第三者に対する誹謗中傷や差別などの恐れがある場合
- 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害する恐れがある場合
- 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年6月29日条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条4号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と関連し、又はこれらの利益につながる恐れがある場合
- 記念事業の実施が不当な利益を得るため、又はその恐れがある場合
- 記念ロゴマーク等を自己の商標、意匠等として独占的に使用する、又はその恐れがある場合
- 伊勢崎市誕生20周年記念事業の趣旨に反する、又はその恐れがあると認められる場合
- 上記のほか、本市において事業が不適切であると判断した場合

(2) 認定対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 認定された事業への支援内容

記念事業の認定及び①～④の支援については無償ですが、事業実施に係る経費については事業実施者の負担となります。

① 事業への冠付け

市民、団体、事業者等の皆様が実施する事業に、「伊勢崎市誕生20周年記念〇〇」等として冠付けをした名称を使用していただくことができます。

② 記念ロゴマークの使用

市民、団体、事業者等の皆様も、記念ロゴマークを冊子等の各種印刷物にご使用いただくことができます。記念ロゴマークの使用について、詳しくはP5（「2. 記念ロゴマークの使用について」）をご覧ください。

ただし、記念ロゴマークの使用については、記念事業への認定が不要な場合があります。

記念ロゴマークの使用にあたり、記念事業への認定が**不要**な場合

- ・報道機関が伊勢崎市20周年記念事業の広報を目的で使用する場合
- ・市内の学校その他の教育機関（学習塾等の営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合。
- ・個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- ・その他認定を必要としないと市長が認めた場合

③ 伊勢崎市誕生20周年記念のぼり旗の貸与及びステッカーの交付

市民、団体、事業者等の皆様の事業実施に伴い、のぼり旗の貸与及びステッカーの交付を行います。数量に限りがございますので、在庫がない場合は貸与または交付できない場合がありますので予めご了承ください。

④ 市公式ホームページ等での広報

認定された市民、団体、事業者等の皆様が実施する記念事業について、市ホームページ内の「伊勢崎市誕生20周年記念特設ページ」へ掲載します。

(4) 認定申請の流れ

記念事業として認定を希望する場合は、事業を開始する日の30日前までに申請が必要となります。記念事業への認定申請の費用及びP 3に記載されている(3)の支援に関しては無償です。

① 認定の申請

専用の電子申請フォームから申請するか、申請書を伊勢崎市役所企画調整課へ提出してください。

また、記念事業に記念ロゴマークを使用する場合は、商品等の見本(写真や企画書等でも可)を添付してください。

●電子申請フォームからの申請

専用の申請フォームから申請してください。

URL : <https://logoform.jp/form/Gpfu/511177>



申請フォーム

●申請書での申請

様式第1号「伊勢崎市誕生20周年記念事業認定申請書」に必要事項を記入し、市役所企画調整課へメールで送付、郵送、持参のいずれかで提出してください。

申請書類は、市ホームページからダウンロードするか、市役所企画調整課窓口で配布しています。

② 認定通知

申請内容について精査し、認定の可否について、市から申請者に通知します。事業は、認定通知の送達後に開始してください。

2. 記念ロゴマークの使用について

伊勢崎市誕生20周年記念ロゴマーク



コンセプト

伊勢崎市に住んでいて感じる「住みやすさ」そして「自然との共生」を表現しています。全体を明るい雰囲気で統一し、「くわまる」をアクセントにしました。伊勢崎市民の明るい人柄や季節ごとに咲く色とりどりの花をイメージしています。

数字に用いている色はそれぞれ、水色は「大空」、ピンク色はツツジ（春）、赤はサルビア（夏）、黄色はキク（秋）、緑はスイセン（冬）を意味しています。これは、四季の花を、四つの市町村との合併による新しい伊勢崎市の象徴とする市の想いを込めたものです。



モノクロ



縁取

記念ロゴマークを使用する際には、イメージの混乱を避けるため、「伊勢崎市誕生20周年記念ロゴマークデザインマニュアル」に従って使用してください。

(1) 記念ロゴマークの使用例

記念事業として認定されることで、市民、団体、事業者等の皆様も、記念ロゴマークを冊子等の各種印刷物にご使用いただくことができます。

ただし、記念事業への認定が不要な場合もあります。

記念事業への認定が 必要 な場合	<ul style="list-style-type: none">・商品及びそのパッケージ、企業広告及び商品広告を含む広告類等・企業・団体等の内部及び外部において使用する物品類 (例：名刺、事務用品、封筒、社内報、懸垂幕、のぼり旗、業務用車等) ・・・等
記念事業への認定が 不要 な場合	<ul style="list-style-type: none">・報道機関が伊勢崎市 20 周年記念事業の広報を目的で使用する場合・市内の学校その他の教育機関（学習塾等の営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合。・個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合・その他認定を必要としないと市長が認めた場合

(2) 使用上の遵守事項

- ・ 記念事業として認定を受けた内容以外の目的又は用途に使用しないでください。
- ・ 「伊勢崎市誕生 20 周年記念ロゴマークデザインマニュアル」に従って使用してください。
- ・ 記念ロゴマークのイメージを損なう使用をしないでください。
- ・ 記念ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないでください。
- ・ 記念ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないでください。
- ・ 認定を受けた使用期間が経過した場合は、直ちに記念ロゴマークの使用を取り止めてください。
- ・ 記念ロゴマークの使用を認定したこと又は認定を取り消したことに起因する損害又は損失について、本市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- ・ 記念ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に与えた損害又は損失について、本市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- ・ 記念ロゴマークの使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償していただきます。
- ・ 記念ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じた場合は、記念ロゴマークを使用する者の責任において解決してください。

(3) 記念ロゴマークに関する権利

記念ロゴマークに関する著作権、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、伊勢崎市(以下「市」という。)に帰属します。